

# 仕様書

1 契約件名 令和8年度 自動車保守管理業務（福井地区）（単価契約）（共同調達）

2 業務の目的及び内容

福井労働局、福井地方法務局、金沢公安調査事務所福井駐在官室、北陸財務局福井財務事務所及び北陸農政局福井県拠点（以下「発注者」という。）が保有する自動車（以下「対象自動車」という。）について、道路運送車両法及びその他関係法令の定めに適合し、常時安全な運行ができるよう良好な状態に保つために、点検、整備、タイヤ交換及び維持管理の手続等を行う業務とする。

3 本業務の契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

4 対象自動車の台数等 別表1-1「福井労働局保守管理対象自動車一覧」

別表1-2「福井地方法務局保守管理対象自動車一覧」

別表1-3「金沢公安調査事務所福井駐在官室保守管理対象自動車一覧」

別表1-4「北陸財務局福井財務事務所保守管理対象自動車一覧」

別表1-5「北陸農政局福井県拠点保守管理対象自動車一覧」

のとおり

5 対象自動車の保有場所 別表2「保有場所及び連絡先一覧」のとおり

6 本業務の内容

別表3「保守管理業務一覧」に記載されている定期点検整備、継続検査（車検）及び部品交換等を行う。

実施に当たっては、事前に発注者と十分な協議を行い、発注者の業務に支障が生じないよう調整を行うとともに、業務が完了したときは別表4「業務完了報告書」を作成の上、車両返還時に発注者へ提出することとする。

(1) 定期点検整備

- ① 道路運送車両法第48条に定める点検を行うほか、別表1-4及び別表1-5の車両については、新車時の6か月点検を除き、6か月毎に「点検整備記録簿」中の「新車時の6か月点検」に準じて点検整備を実施する。
- ② 別表1の車両毎に点検整備の実施時期を管理し、法定点検満了日の1か月前より別表2の対象自動車保有場所に連絡し、日程等について調整を行う。
- ③ 対象自動車保有場所又は発注者が指定する場所において、対象自動車の引渡しを受けること。
- ④ 本業務範囲外の要修理箇所等を発見した場合には、その旨を発注者に連絡し事前協議を要すること。

(2) 継続検査（車検）

上記(1)に加え、以下の業務を行う。

- ① 道路運送車両法第62条に定める継続検査（車検）及び登録手続を行う。
- ② 車検有効期間の満了までの自動車損害賠償責任保険の契約手続を行う。なお、発注者において保険事業者の指定は行わない。

(3) 部品等の交換

部品等の交換においては、対象自動車のメーカーで指定する純正品を使用することとする。ただし、純正品と同等の性能を有する物品の使用については、発注者との事前協議により許可する。

(4) タイヤ交換

- ① タイヤ交換作業を実施するときは、発注者からの連絡を受け、日程等について調整を行う。
- ② 原則として発注者が最寄り店舗へ対象自動車及び交換するタイヤを持ち込むこととするが、最寄り店舗が遠方である場合等、発注者が引取・納車を希望する場合は協議に応じること。なお、その場合は引取・納車に係る所定額を請求すること。
- ③ 交換するタイヤが、通常使用において必要十分な性能を発揮できないと認められる場合には、発注者に連絡のうえ、その後の対応の指示を仰ぐこと。また磨耗及びエアバルブのチェックを必ず行うこととする。

(5) 洗車

- ① 機械によるワックス洗車とし、室内清掃を含む。
- ② 原則として発注者が最寄り店舗へ対象自動車を持ち込むこととするが、最寄り店舗が遠方である場合等、発注者が引取・納車を希望する場合は協議に応じること。なお、その場合は引取・納車に係る所定額を請求すること。

(6) エンジンオイルの交換

- ① 定期点検整備及び継続検査（車検）以外で、エンジンオイルの交換を行う。その際、使用するオイルは、ガソリンエンジン用オイル規格（A P I 規格）のS N以上とする。
- ② 対象自動車保有場所又は発注者が指定する場所において、対象自動車の引渡しを受けること。

## 7 契約条件

(1) 整備工場の確保

- ① 整備工場は、道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けた事業場であること。  
また、整備工場が上記に該当することを証明する指定書又は認証書の写しを、本契約締結後、発注者の求めに応じて速やかに提出すること。
- ② 業務委託により整備工場の確保を行う場合は、契約締結時までに「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。
- ③ 整備工場の担当責任者等について、本契約締結後、速やかに連絡すること。
- ④ 契約期間内に、整備工場の変更がないよう留意して確保を行うこと。ただし、特段の事情により変更を要する場合には、事前に当局と協議するものとする。

(2) 整備工場の体制

- ① 対象自動車のメーカーや車種にかかわらず点検整備等ができること。
- ② 発注者が整備等を指示したときは、整備工場において直ちに業務遂行できる体制を整えること。
- ③ 業務に要する期間は、定期点検整備については原則1日以内、継続検査（車検）については原則開庁日を利用した2日以内、タイヤ交換作業については原則1日以内とし、開庁時間内に対象自動車を返還すること。発注者が別途指示する期日がある場合にはその期日までに完了すること。

なお、修理部品等の調達等により、期日までに完了しないと判断される場合には、直ちに発注者に連絡し日程等について協議を行うこと。

## 8 その他の条件

(1) 請求方法

<福井労働局>

- ① 対象自動車ごとの後払いとし、検査完了後請求書を作成し、「支出官 福井労働局長」あて提出すること。
- ② 継続検査（車検）において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、法令に定める所定額を別途請求すること。

<福井地方法務局>

- ① 対象自動車ごとの後払いとし、検査完了後請求書を作成し、「福井地方法務局長」あて提出すること。
- ② 継続検査（車検）において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、法令に定める所定額を別途請求すること。

<金沢公安調査事務所福井駐在官室>

- ① 対象自動車ごとの後払いとし、検査完了後請求書を作成し、「中部公安調査局長」あて、福井駐在官室まで提出すること。
- ② 継続検査（車検）において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、法令に定める所定額を別途請求すること。

<北陸財務局福井財務事務所>

- ① 対象自動車ごとの後払いとし、検査完了後請求書を作成し、「官署支出官 北陸財務局総務管理官」あて、北陸財務局まで提出すること。
- ② 継続検査（車検）において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、法令に定める所定額を別途請求すること。

<北陸農政局福井県拠点>

- ① 対象自動車ごとの後払いとし、検査完了後請求書を作成し、「官署支出官 北陸農政局総務管理官」あて、北陸農政局福井県拠点まで提出すること。
- ② 継続検査（車検）において課される自動車損害賠償責任保険の加入代金及び自動車重量税については、法令に定める所定額を別途請求すること。

(2) その他

- ① 本仕様書の内容について疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項については、発注者との協議により決定する。
- ② 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年5月31日法律第100号)」第6条第2項第2号に基づき定める基準「判断の基準」に基づき業務を行うこととし、それにより難い場合は、別途協議により決定することとする。

# 令和8年度 福井労働局保守管理対象自動車一覧(車検)

9台

(別表1-1)

整理番号	所属コード	所属名	会計	車名	車種	用途	登録番号	総排気量 (cc)	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	車両重量		車両総重量 ~1t 1~1.5t 1.5t超 1~2t	取得年月日	取得年度	車検有効 年月日	
											~1t	1~1.5t	1.5t超	1~2t			
1	10	福井局	一般	トヨタ	プレミオ	乗用	福井500め8260	1,980	1,270	1,545		○			H22.2.25	21年度	R9.2.24
2	10	福井局	労災	日産	ノート	乗用	福井501そ4556	1,198	1,070	1,345		○			H26.3.27	25年度	R9.3.19
3	10	福井局	労災	日産	ノート	乗用	福井501そ3328	1,198	1,070	1,345		○			H26.3.27	25年度	R9.2.27
4	10	福井局	労災	スズキ	ワゴンR	軽乗用	福井580は6400	650	780	1,000	○				H28.3.28	27年度	R9.3.23
5	10	福井局	雇業	日産	マーチ	乗用	福井500ゆ6807	1,198	940	1,215	○				H23.6.10	23年度	R8.6.8
6	10	福井局	徴業	マツダ	デミオ	乗用	福井501さ103	1,298	1,010	1,285		○			H23.9.28	23年度	R8.9.19
7	10	福井局	徴業	日産	マーチ	乗用	福井501ち2786	1,190	950	1,225	○				H27.9.17	27年度	R8.9.7
8	30	武生所	雇業	トヨタ	パッソ	乗用	福井501て5914	996	910	1,185	○				H29.7.13	29年度	R8.7.18
9	30	大野所	雇業	日産	マーチ	乗用	福井501た9781	1,190	950	1,225	○				H27.6.19	27年度	R8.5.22

(注1)予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

# 令和8年度 福井労働局保守管理対象自動車一覧(点検) 6台

(別表1-1)

整理番号	所属コード	所属名	会計	車名	車種	用途	登録番号	総排気量 (cc)	車両重量 (kg)	車両総重量 (kg)	車両重量				車両総重量 ~1t 1~1.5t 1.5t超 1~2t	取得年月日	取得年度	車検有効 年月日
											~1t	1~1.5t	1.5t超	1~2t				
1	10	福井局	労災	ミツビシ	ミニカバン	軽貨物	福井480え8913	650	740	1,050	○					H22.3.26	21年度	R10.3.24
2	10	福井局	雇業	スズキ	ソリオ	乗用	福井501す1557	1,240	1,000	1,275	○					H24.7.6	24年度	R9.7.4
3	10	福井局	徴業	日産	マーチ	乗用	福井500も3280	1,240	950	1,225	○					H22.6.8	22年度	R9.5.30
4	20	福井署	労災	日産	マーチ	乗用	福井500も3281	1,240	950	1,225	○					H22.6.4	22年度	R9.5.30
5	30	福井所	雇業	ダイハツ	ブーン	乗用	福井501と8061	990	910	1,185	○					H30.7.25	30年度	R9.7.23
6	30	三国所	雇業	スズキ	ワゴンR	軽乗用	福井580に8884	650	780	1,000	○					H26.8.7	26年度	R9.8.5

(注1)予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 福井地方法務局保守管理対象自動車一覧

車名	登録番号	登録年月日	走行距離 R7.10.31	R8/4	R8/5	R8/6	R8/7	R8/8	R8/9	R8/10	R8/11	R8/12	R9/1	R9/2	R9/3
	車台番号	取得年月日	排気量(cc)												
福井地方法務局															
1 プリウス (トヨタ)	福井300ふ2966 ZVW41-3361730	H26.8.7 H26.8.8	69,492 1,790				12か月点検				タイヤ交換				タイヤ交換

(注1) 予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2) 国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 金沢公安調査事務所福井駐在官室保守管理対象自動車一覧

車名	登録番号	登録年月日	走行距離 R7.10.31	R8/4	R8/5	R8/6	R8/7	R8/8	R8/9	R8/10	R8/11	R8/12	R9/1	R9/2	R9/3	
	車台番号	取得年月日	排気量(cc)													
金沢公安調査事務所福井駐在官室																
1 アクアS (トヨタ)	福井501に6721	R2.3.27	42,755	タイヤ交換					エンジン オイル交換 洗車		タイヤ交換					車検
	NHP10-2667421	R2.3.27	1,490													
2 フィット (ホンダ)	福井501は9404	R7.2.25	2,116						洗車							
	GR4-1211466	R7.2.25	1,490													
3 セレナ (ニッサン)	福井501は9120	R7.2.12	2,862						洗車							
	GC28-009471	R7.2.12	1,430													

(注1) 予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2) 国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 北陸財務局福井財務事務所保守管理対象自動車一覧

車名	登録番号	登録年月日	走行距離 R7. 10. 31	R8/4	R8/5	R8/6	R8/7	R8/8	R8/9	R8/10	R8/11	R8/12	R9/1	R9/2	R9/3	
	車台番号	取得年月日	排気量(cc)													
福井財務事務所																
1 ステップワゴン (ホンダ)	福井501て4148	H29. 5. 24	47,506	タイヤ交換	継続検査 (車検)	洗車	洗車	洗車	定期点検 (6か月)	洗車	洗車	洗車	洗車	洗車	洗車	
	RP2-1102058	H29. 5. 25	1,496													
2 シャトル (ホンダ)	福井501て154	H29. 2. 23	43,939	タイヤ交換	定期点検 (6か月)	洗車	洗車	洗車	定期点検 (12か月)	洗車	洗車	洗車	洗車	洗車	洗車	
	GK9-1100458	H29. 2. 24	1,496													

(注1) 予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2) 国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 北陸農政局福井県拠点保守管理対象自動車一覧

車名	登録番号	登録年月日	走行距離 R7.10.31	R8/4	R8/5	R8/6	R8/7	R8/8	R8/9	R8/10	R8/11	R8/12	R9/1	R9/2	R9/3
	車台番号	取得年月日	排気量(cc)												
北陸農政局福井県拠点															
1 アリオン (トヨタ)	福井501て4911	H29.6.14	51,988		継続検査 (車検)							タイヤ交換			
	NZT260-3193648	H29.6.14	1,490												タイヤ交換
6 サクシード (トヨタ)	福井400そ7240	H25.7.31	88,935				継続検査 (車検)					タイヤ交換	定期点検 (6か月)		
	NCP55-0112018	H25.7.31	1,490									タイヤ交換			タイヤ交換
7 ピクシスバン (トヨタ)	福井480く5702	H26.7.4	34,856			継続検査 (車検)						タイヤ交換			
	S331M-0006281	H26.7.4	650									タイヤ交換			タイヤ交換

(注1) 予定数量、実施時期等はあくまでも予定であり、当該数量等を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2) 国の都合により予定数量、実施時期等が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 保有場所及び連絡先一覧

	所属名	住 所	連絡先
1	福井労働局(福井局)	910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階	0776-22-2655
2	福井労働基準監督署(福井署)	910-0842 福井市開発1-121-5	0776-54-7722
3	敦賀労働基準監督署(敦賀署)	914-0055 敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎2階	0770-22-0745
4	福井公共職業安定所(福井所)	910-8509 福井市開発1-121-1	0776-52-8158
5	武生公共職業安定所(武生所)	915-0071 越前市府中1-11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	0778-22-4078
6	大野公共職業安定所(大野所)	912-0087 大野市城町8-5	0779-66-2408
7	三国公共職業安定所(三国所)	913-0041 坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
8	福井地方法務局	910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎6階	福井地方法務局 会計課 0776-22-4619
9	金沢公安調査事務所福井駐在官室	910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎8階	0776-22-4830
10	北陸財務局福井財務事務所	910-8519 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階	0776-25-8230
11	北陸農政局福井県拠点	910-0859 福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎3階	0776-30-1611

## 保守管理業務一覧(福井労働局)

① 車検: 9台

項目		予定数量	単位	備考
車検	5ナンバー	5	回	法定24か月点検(基本点検、距離点検)をいう。車検には下記を含むこととする。 ・保安確認検査料 ・継続検査代行 ・ブレーキクリーニング ・ヘッドライト焦点調整 ・パーキングブレーキ調整 ・下回り洗浄 ・錆止め
	4ナンバー(軽貨物)	3	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	1	回	
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	5	回	エンジンオイル、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインドウォッシャー液、ATFオイル、冷却液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	4ナンバー(軽貨物)	3	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	1	回	
エンジンオイルフィルター交換		9	回	
エアコンフィルター交換		9	回	
ワイパープレード(ゴム)交換		27	本	運転席側、助手席側、後方
鍵の電池交換		9	個	
発煙筒交換		9	回	
車両引取又は納車(往復)		9	回	

② 12か月点検: 6台

項目		予定数量	単位	備考
12か月点検	5ナンバー	5	回	
	4ナンバー(軽貨物)	0	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	1	回	
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	5	回	エンジンオイル、ウインドウォッシャー液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	4ナンバー(軽貨物)	0	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	1	回	
エンジンオイルフィルター交換		6	回	
エアコンフィルター交換		6	回	
ワイパープレード(ゴム)交換		18	本	運転席側、助手席側、後方
車両引取又は納車(往復)		6	回	

③ タイヤ交換

項目	予定数量	単位	備考
タイヤ交換(4本)	30	回	ホイールタイヤ4本を交換する。春季は3、4月、冬季は10、11月頃に実施することを想定。
車両引取又は納車(往復)	0	回	原則として最寄り店舗への持ち込みとするが、希望により引取・納車を依頼する場合がある。

④ 洗車

項目	予定数量	単位	備考
ワックス洗車	1	回	室内清掃を含む。
車両引取又は納車(往復)	0	回	原則として最寄り店舗への持ち込みとするが、希望により引取・納車を依頼する場合がある。

(注1)予定数量はあくまでも予定であり、当該数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 保守管理業務一覧(福井地方法務局)

① 車検: 0台

項目	予定期量	単位	備考
車検	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイルフィルター交換	0	回	
エアコンフィルター交換	0	回	
バッテリー交換(s46B24r)	0	回	車検点検時に必要に応じて交換
ワイパープレード(ゴム)交換	0	本	運転席側、助手席側、後方
鍵の電池交換	0	個	
発煙筒交換	0	回	
車両引取又は納車(往復)	0	回	

② 12か月点検: 1台

項目	予定期量	単位	備考
12か月点検	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	1	回
	軽自動車	0	回
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	1	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイルフィルター交換	1	回	
エアコンフィルター交換	1	回	
ワイパープレード(ゴム)交換	3	本	運転席側、助手席側、後方

車両引取又は納車(往復)	1	回	
--------------	---	---	--

③ タイヤ交換

項目	予定数量	単位	備考
タイヤ交換(4本)	2	回	ホイールタイヤ4本を交換する。春季は3、4月、冬季は10、11月頃に実施することを想定。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

④ 洗車

項目	予定数量	単位	備考
ワックス洗車	0	回	室内清掃を含む。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

(注1)予定数量はあくまでも予定であり、当該数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 保守管理業務一覧(金沢公安調査事務所福井駐在官室)

① 車検: 1台

項目	予定期量	単位	備考
車検	5ナンバー	1	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
法定24か月点検(基本点検、距離点検)をいう。車検には下記を含むこととする。 ・保安確認検査料 ・継続検査代行 ・ブレーキクリーニング ・ヘッドライト焦点調整 ・パーキングブレーキ調整 ・下回り洗浄 ・錆止め			
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	1	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイル、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインドウォッシャー液、ATFオイル、冷却液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。			
エンジンオイルフィルター交換	1	回	
エアコンフィルター交換	1	回	
ワイパープレード(ゴム)交換	3	本	運転席側、助手席側、後方
鍵の電池交換	1	個	
発煙筒交換	1	回	
車両引取又は納車(往復)	1	回	

② 12か月点検: 0台

項目	予定期量	単位	備考
12か月点検	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイル、ウインドウォッシャー液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。			
エンジンオイルフィルター交換	0	回	
エアコンフィルター交換	0	回	
ワイパープレード(ゴム)交換	0	本	運転席側、助手席側、後方
車両引取又は納車(往復)	0	回	

③ タイヤ交換

項目	予定数量	単位	備考
タイヤ交換(4本)	2	回	ホイールタイヤ4本を交換する。春季は3、4月、冬季は10、11月頃に実施することを想定。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

④ 洗車

項目	予定数量	単位	備考
ワックス洗車	3	回	室内清掃を含む。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

⑤ エンジンオイル交換

項目	予定数量	単位	備考
エンジンオイル交換	1	回	
車両引取又は納車(往復)	0	回	

(注1)予定数量はあくまでも予定であり、当該数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 保守管理業務一覧(北陸財務局福井財務事務所)

① 車検:1台

項目	予定数量	単位	備考
車検	5ナンバー	1	回 法定24か月点検(基本点検、距離点検)をいう。車検には下記を含むこととする。 ・保安確認検査料 ・継続検査代行 ・ブレーキクリーニング ・ヘッドライト焦点調整 ・パーキングブレーキ調整 ・下回り洗浄 ・錆止め
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	1	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回 エンジンオイル、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインドウォッシャー液、ATFオイル、冷却液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイルフィルター交換	1	回	
エアコンフィルター交換	1	回	
バッテリー交換(N-55)	1	個	車検点検時に必要に応じて交換
ワイパープレード(ゴム)交換	3	本	運転席側、助手席側、後方
鍵の電池交換	2	個	スペア含む
発煙筒交換	1	回	
車両引取又は納車(往復)	1	回	

② 12か月点検: 1台

項目	予定数量	単位	備考
12か月点検	5ナンバー	1	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	1	回
	4ナンバー(軽貨物)	0	回 エンジンオイル、ウインドウォッシャー液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	3ナンバー	0	回
	軽自動車	0	回
エンジンオイルフィルター交換	1	回	
エアコンフィルター交換	1	回	
ワイパープレード(ゴム)交換	3	本	運転席側、助手席側、後方

車両引取又は納車(往復)	1	回	
--------------	---	---	--

③ 6ヶ月点検:2台

項目	予定数量	単位	備考
6ヶ月点検	5ナンバー	2	回
	3ナンバー	0	回
エンジンオイル交換	2	回	* 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
車両引取又は納車(往復)	2	回	

④ タイヤ交換

項目	予定数量	単位	備考
タイヤ交換(4本)	4	回	ホイールタイヤ4本を交換する。春季は3、4月、冬季は10、11月頃に実施することを想定。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

⑤ 洗車

項目	予定数量	単位	備考
ワックス洗車	12	回	室内清掃を含む。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

(注1)予定数量はあくまでも予定であり、当該数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。  
 (注2)国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 保守管理業務一覧(北陸農政局福井県拠点)

(1) 車検:3台

項目		予定数量	単位	備考
車検	5ナンバー	1	回	法定24か月点検(基本点検、距離点検)をいう。車検には下記を含むこととする。 ・保安確認検査料 ・継続検査代行 ・ブレーキクリーニング ・ヘッドライト焦点調整 ・パーキングブレーキ調整 ・下回り洗浄 ・錆止め
	4ナンバー(貨物)	1	回	
	4ナンバー(軽貨物)	1	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	0	回	
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	1	回	エンジンオイル、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインドウォッシャー液、ATFオイル、冷却液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	4ナンバー(貨物)	1	回	
	4ナンバー(軽貨物)	1	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	0	回	
エンジンオイルフィルター交換		3	回	
エアコンフィルター交換		3	回	
バッテリー交換(Q-85)		1	個	車検点検時に必要に応じて交換
バッテリー交換(44B20L)		1	個	車検点検時に必要に応じて交換
ワイパーブレード(ゴム)交換		8	本	運転席側、助手席側、後方
鍵の電池交換		2	個	スペア含む
発煙筒交換		0	回	
車両引取又は納車(往復)			回	

(2) 12か月点検: 0台

項目		予定数量	単位	備考
12か月点検	5ナンバー	0	回	
	4ナンバー(軽貨物)	0	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	0	回	
油脂液類の補充又は交換	5ナンバー	0	回	エンジンオイル、ウインドウォッシャー液に類する消耗油脂液類。 * 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
	4ナンバー(軽貨物)	0	回	
	3ナンバー	0	回	
	軽自動車	0	回	

エンジンオイルフィルター交換	0	回	
エアコンフィルター交換	0	回	
ワイパープレード(ゴム)交換	0	本	運転席側、助手席側、後方
車両引取又は納車(往復)	0	回	

③ 6ヶ月点検:1台

項目	予定数量	単位	備考
6か月点検	5ナンバー	0	回
	4ナンバー(貨物)	1	回
	3ナンバー	0	回
エンジンオイル交換	0	回	* 油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

④ タイヤ交換

項目	予定数量	単位	備考
タイヤ交換(4本)	6	回	ホイールタイヤ4本を交換する。春季は3、4月、冬季は10、11月頃に実施することを想定。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

⑤ 洗車

項目	予定数量	単位	備考
ワックス洗車	6	回	室内清掃を含む。
車両引取又は納車(往復)	0	回	

(注1)予定数量はあくまでも予定であり、当該数量を保証するものではない。また、数量は国の都合により増減することがある。

(注2)国の都合により予定数量が変更されても損害賠償の請求はできないものとする。

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井労働局総務部長 殿

下記自動車の保守管理業務が完了したので報告（納車）します。

(所在地)

(名 称)

(代表者)

(担当者)

(電 話)

登録番号		車名	
点検整備区分 (該当箇所にレ)	自家用乗用自動車	<input type="checkbox"/> 6か月点検 <input type="checkbox"/> 12か月点検 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> その他	
点検整備項目			
タイヤ交換作業 (該当箇所にレ)		<input type="checkbox"/> 春季タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 冬季タイヤ交換	
その他			

(別表 4-2)

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

福井地方法務局長 殿

下記自動車の保守管理業務が完了したので報告（納車）します。

(所在地)

(名 称)

(代表者)

(担当者)

(電 話)

登録番号		車名
点検整備区分 (該当箇所にレ)	自家用乗用自動車	<input type="checkbox"/> 6か月点検 <input type="checkbox"/> 12か月点検 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> その他
点検整備項目		
タイヤ交換作業 (該当箇所にレ)		<input type="checkbox"/> 春季タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 冬季タイヤ交換
その他		

(別表 4-3)

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

中部公安調査局長 殿

下記自動車の保守管理業務が完了したので報告（納車）します。

(所在地)

(名 称)

(代表者)

(担当者)

(電 話)

登録番号		車名
点検整備区分 (該当箇所にレ)	自家用乗用自動車	<input type="checkbox"/> 6か月点検 <input type="checkbox"/> 12か月点検 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> その他
点検整備項目		
タイヤ交換作業 (該当箇所にレ)		<input type="checkbox"/> 春季タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 冬季タイヤ交換
その他		

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北陸財務局総務管理官 殿

下記自動車の保守管理業務が完了したので報告（納車）します。

(所在地)

(名 称)

(代表者)

(担当者)

(電 話)

登録番号		車名	
点検整備区分 (該当箇所にレ)	自家用乗用自動車	<input type="checkbox"/> 6か月点検 <input type="checkbox"/> 12か月点検 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> その他	
点検整備項目			
タイヤ交換作業 (該当箇所にレ)		<input type="checkbox"/> 春季タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 冬季タイヤ交換	
その他			

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北陸農政局長 殿

下記自動車の保守管理業務が完了したので報告（納車）します。

(所在地)

(名 称)

(代表者)

(担当者)

(電 話)

登録番号		車名	
点検整備区分 (該当箇所にレ)	自家用乗用自動車 若しくは 自家用貨物自動車	<input type="checkbox"/> 6か月点検 <input type="checkbox"/> 12か月点検 <input type="checkbox"/> 車検 <input type="checkbox"/> その他	
点検整備項目			
タイヤ交換作業 (該当箇所にレ)	<input type="checkbox"/> 春季タイヤ交換 <input type="checkbox"/> 冬季タイヤ交換		
その他			